

平成 30 年（2018 年）5 月 15 日

報道機関各社 様

## 住居手当に係る札幌市職員の処分について

交通局職員に対する平成 29 年 12 月 5 日付け公益通報を受け、交通局を含む全庁的な住居手当の調査・点検を実施した結果、受給要件に合致しない状態となっていた者が 19 名いたことが判明したため、該当者に対し処分を行いました。また、制度内容の周知不足、確認体制の不備が要因の一つと考えられることから、在職の歴代職員部長に対しても処分を行いましたので、お知らせいたします。

行政に対する市民の皆さまの信頼を損ねたことを深くお詫びするとともに、再発防止に努めてまいります。

### 1 判明の経緯（詳細別紙 1 参照）

平成 29 年 12 月 5 日付けにて、交通局職員の住居手当について匿名で外部通報窓口である弁護士事務所に公益通報があった。調査を実施したところ、要件に合致しない住居手当受給が疑われる事例が認められたため、全庁で点検を実施した。

### 2 調査方法・結果

- (1) 交通局における調査について（詳細別紙 2 参照）
- (2) 交通局を除く全庁点検について（詳細別紙 3 参照）

### 3 処分内容

#### (1) 家賃の支払実態が無い者、過失の程度が重い者の処分について

家賃の支払実態が無いと判断した者、過失の程度が重い者 3 名について、以下のとおり処分を行った。

いずれも、処分日は平成 30 年 5 月 15 日。

#### ア 事案 1

- ・被処分者及び処分内容：交通局 一般職 男性（50 代） 停職 3 月
- ・過支給期間：平成 8 年 12 月～平成 30 年 1 月
- ・過支給額：5,198,000 円（すでに一部（1,225,200 円）返納しており、残額も全額返納を確約。）
- ・概要

被処分者は、平成 7 年 10 月に増改築した二世帯住宅に居住を開始した後、平

成8年11月から父親と賃貸借契約を締結し、借家借間の住居手当を受給していたが、平成8年12月以降は、家賃を支払っていなかった。その後、平成13年11月の父親死亡による相続により、職員に共有持分が生じたほか、平成25年6月には母親死亡により、単独所有となったにもかかわらず、持ち家として改めて届け出るべきところ、その届け出を怠った。

※父親名義の当該建物には、被処分者を債務者とする住宅ローンの抵当権が設定されており、被処分者は、住宅ローンを支払うことをもって、父親へ家賃の支払いをしている認識だったと供述しているが、家賃の支払い実態は無いものと認定し、厳重な処分を行った。

## イ 事案2

- ・被処分者及び処分内容：厚別区 一般職 男性（30代） 停職3月
- ・過支給期間：平成29年4月～平成30年1月
- ・過支給額：240,000円（全額返納済み）
- ・概要

被処分者は、居住する建物の登記上の所有者が被処分者自身であるにもかかわらず、母親と被処分者の間では母親が所有者という認識だったため、母親を貸主とした賃貸借契約を締結し、その契約書を添付した住居届を提出し、平成29年4月から借家借間の住居手当を受給していた。

※母親と被処分者との間では、登記上の所有者は被処分者であるものの、母親が所有者という認識だったと供述している。賃貸借契約書は実際に存在し、母親への家賃支払い振込記録があることも確認している。被処分者は故意の不正を否定しているが、外形上は被処分者の持家でしかなく、過失の程度は重いと判定し、厳重な処分を行った。

## ウ 事案3

- ・被処分者及び処分内容：消防局 消防司令補（一般職） 男性（50代） 戒告
- ・過支給期間：平成10年4月～平成30年2月
- ・過支給額：1,024,400円（全額返納済み）
- ・概要

被処分者は、義父（妻の父）が所有する建物に居住し、借家借間の住居手当を受給していたところ、平成10年3月に義父が死亡し、職員の妻が1/2を相続した。妻は扶養手当の対象であるため、相続と同時に借家借間の住居手当の受給要件を欠くことになるが、その旨の届け出を怠った。また、平成10年4月以降は、妻の母に対し家賃を支払ってきたが、妻の母が平成28年8月に死亡した後、家賃を支払っていなかった。

## (2) その他の者の処分について

受給要件に合致しない状態となっていたものの、家賃の支払いはきちんとおこなわれており、過失や制度の理解不足が原因と認められる16名について、以下のとおり処分を行った。なお、全員が全額返納する意思を示している。

いずれも、処分日は平成30年5月15日。

### ア 受給要件を欠いたものの主な類型

- ・類型① 届け出以降に転入等により建物の所有者である親族と同居となったにもかかわらず、制度の理解不足等から、変更の届け出を失念していたケース【建物の所有者である親族と同居である場合、賃貸借契約に関わらず借家借間の住居手当の要件を欠くこととなる】
- ・類型② 届け出以降に相続等により住居（建物）について共有持分を得たにもかかわらず、制度の理解不足等から、変更の届け出を失念していたケース【建物の共有持分を少しでも持っていれば、借家借間の住居手当の要件を欠くこととなる】

### イ 金額、期間及び量定について

No.	局	職	性別	年齢	期間	返納総額	量定
1	経済観光局	係長職	女性	50代	平成14年1月～	3,216,100	訓告
2	病院局	係長職	男性	40代	平成19年5月～	2,797,600	訓告
3	水道局	係長職	男性	50代	平成27年11月～	639,000	訓告
4	教育委員会	教員	男性	50代	平成元年1月～	8,391,433	文書嚴重注意※
5	教育委員会	教員	男性	60代	平成6年2月～	7,091,500	文書嚴重注意※
6	消防局	一般職	男性	50代	平成3年11月～	5,778,700	文書嚴重注意
7	環境局	一般職	男性	50代	平成7年6月～	4,978,400	文書嚴重注意
8	教育委員会	一般職	女性	50代	平成8年5月～	4,778,500	文書嚴重注意※
9	環境局	一般職	男性	50代	平成8年11月～	4,695,100	文書嚴重注意
10	財政局	一般職	男性	50代	平成15年2月～	2,907,300	文書嚴重注意
11	保健福祉局	一般職	女性	40代	平成18年4月～	2,726,400	文書嚴重注意
12	教育委員会	教員	男性	30代	平成23年4月～	2,020,000	文書嚴重注意※
13	保健福祉局	一般職	男性	40代	平成26年12月～	1,080,000	文書嚴重注意
14	病院局	一般職	男性	40代	平成26年2月～	1,070,200	文書嚴重注意
15	教育委員会	教員	女性	40代	平成27年3月～	939,000	文書嚴重注意※
16	保健福祉局	一般職	男性	30代	平成24年3月～	597,937	文書嚴重注意
						53,707,170	

※教育委員会では、文書訓告と呼ぶ。

### (3) 管理監督者の処分について

当初適正に住居手当が認定され、その後要件を欠くこととなったケースは、本人からの届け出が無い限り、所属長が把握することは困難であったため、各所属長の処分は行わない。

一方で、総務局職員部による認定要件の周知及び確認体制整備が不十分であったことが要因の一つと考えられることから、在職の歴代職員部長3名に対し、以下のとおり処分を行った。

いずれも、処分日は平成30年5月15日。

- ・人事委員会事務局長（元総務局職員部長）文書厳重注意
- ・交通事業管理者（元総務局職員部長）文書厳重注意
- ・西区長（元総務局職員部長）文書厳重注意

### 4 再発防止策について（詳細別紙4参照）

毎年10月に実施している各手当の定期点検（事後確認）の強化、住居手当の申請時の添付書類の追加・厳格化並びに手当制度や変更手続の更なる周知を行います。

### 5 参考資料

札幌市職員の住居手当の概要について

問合せ先

事案1の処分について 交) 事業管理部総務課長 鶴本 TEL896-2707

事案2の処分について 総) 職員部人事課調査担当課長 朝倉 TEL211-2072

事案3の処分について 消) 総務部職員課長 坂上 TEL215-2020

住居手当の受給要件及び再発防止策等について 総) 職員部勤労課長 久保田 TEL211-2082

## 公益通報に対する調査・点検の経過

平成29年12月	
5日付	外部通報窓口宛通報あり（6日受理）  【通報要旨】 ・ 交通局職員が、自己所有の家屋であるにもかかわらず、親族を貸主とした賃貸借契約書を作成し、借家・借間の住居手当を受給している。同種の事例はほかの部局にもあるとも聞いている。 ・ 住居手当の対象とならない駐車場代などを家賃に含めるなど不適切な申請を行っている職員もいる。
25日	関係局（総務局、交通局）に対して調査依頼通知を发出
平成30年1月	
9日	交通局において調査を開始
平成30年2月	
5日	各任命権者（交通局を除く、全部局）に対して緊急点検依頼通知を发出 各任命権者において点検を開始
下旬	一連の調査・点検において、一部に受給要件に合致しない事例が認められたことから、事例を踏まえた再発防止策、処分等の検討を開始
平成30年3月	
27日	平成29年度第2回札幌市コンプライアンス委員会において調査状況を報告

## 公益通報に係る調査方法および調査結果について（交通局）

### 1 調査方法

外部通報窓口に公益通報があったことから、平成 29 年 12 月 25 日に総務局より調査依頼があり、平成 30 年 1 月 9 日より以下の調査を行った（対象者：平成 29 年 12 月給与データに基づく住居手当支給者）。

(1) 調査 A（親族との間で賃貸借契約（以下、「親族間契約」という。）を締結している職員 20 名）

ア 各所属から下記(3)ア～エの書類を交通局総務課に提出させ、同課において確認した。

イ 交通局総務課において、建物の所有者の名義を確認するとともに、親族間契約の貸主が職員の扶養となっていないか確認した。

ウ 親族間契約を結んでいる全職員を対象として、交通局総務課で事情聴取を行った。

(2) 調査 B（借家・借間の住居手当を受給している職員 138 名）

ア 各所属から下記(3)ア、イ、エ、オの書類を提出させた。

イ 交通局総務課において、提出された書類により、認定している家賃額について調査を行った。

ウ 疑義がある事例について、交通局総務課で事情聴取を行った。

(3) 提出書類

調査 A（親族間契約）	調査 B（借家・借間の住居手当受給）
ア 「住所及び住居届」の写し	ア 「住所及び住居届」の写し
イ 賃貸借契約書の写し	イ 賃貸借契約書の写し
ウ 建物所有者に係る挙証書類（建物登記事項証明書または固定資産税の納税通知書等）の写し	
エ 家賃支払に係る挙証書類（通帳記帳や振込依頼書等）の写し（過去 3 回分）	エ 家賃支払に係る挙証書類（通帳記帳や振込依頼書等）の写し（過去 3 回分）
※ 二世帯住宅については、写真または内部構造がわかる平面図を求めた。また、すべての建物および土地について公用で登記全部事項証明書を請求した。	オ 自動車保有および駐車場借上状況、家賃額等に関する申出書

### 2 調査結果

(1) 住居手当の支給状況

職員数 619 名、住居手当（借家・借間）支給 138 名（うち親族間契約締結 20 名）

(2) 調査結果

ア 調査 A（親族間契約）

(ア) 住居手当を適正に支給するために職員の届出義務を定めた札幌市交通企業職員の給与に関する規程第 44 条の 6 の規定に反し、受給要件を満たさないにもかかわらず受給していた職員 1 名

(イ) その他 19 名の職員については、提出書類、登記全部事項証明書および事情聴取の結果などから受給要件を満たしていた。

イ 調査 B（借家・借間の住居手当受給における家賃額の確認）

通報内容に該当する事実は確認できなかった。

## 全庁緊急点検について ※H30.6.8訂正（見え消し状態）

## 1 借家借間の住居手当の支給状況

任命権者	職員数※ <sup>1</sup>	住居手当の支給状況	
		借家借間※ <sup>4</sup>	左記のうち 親族間契約締結
市長部局等※ <sup>2</sup>	8,930人	2,766人	<del>116人</del> 115人
消防局	1,822人	569人	34人
水道局	628人	185人	13人
病院局	1,183人	413人	<del>11人</del> 10人
教育委員会※ <sup>3</sup>	10,006人	2,426人	128人
計	22,569人	6,359人	<del>302人</del> 300人
交通局	619人	138人	20人
合計	23,188人	6,497人	<del>322人</del> 320人

※1 平成29年12月給与データに基づく人数。定数条例や各種統計とは不一致

※2 教育委員会の事務局職員を含む

※3 学校職員（教職員、現業職員）の数であり、事務局職員を除く

※4 平成30年1月の給与データに基づく人数

## 2 点検方法

## (1) 交通局調査における調査A（親族間の賃貸借契約に係る調査）

各任命権者において、平成30年1月の給与データに基づき、交通局と同等の点検を実施。ただし、市長部局等は交通局と比べて対象者数が多いこと等から、円滑で合理的な点検手順を目的として、各局庶務を通じて各所属において点検を実施し、その結果を職員部へ報告させる形式とした。職員への聞き取りも所属長が実施している。

## (2) 交通局調査における調査B（届出家賃に駐車場代が含まれていないか）

再発防止策の一つとして「事後確認」（各手当の受給要件について職員本人による一斉点検。毎年10月に実施）の手法・手順を改善することで調査Bとする。この中で、住居手当の確認の改善も盛り込むこととし、実施時期についても10月を待たず、人事異動に伴う給与データの反映を終えた6月～7月に実施する。

## 3 点検結果

通報内容に合致するような職員はいなかったものの、受給要件に該当しない者が~~322~~<sup>320</sup>名中、19名いたことが発覚した。

該当職員には手当の返納を求めるとともに、事情聴取等により詳細を確認したうえで、処分を行った。

平成 30 年 6 月 8 日

報道機関各社 様

## 札幌市職員による住居手当の不適正受給に係る記者説明会 (平成 30 年 5 月 15 日開催) の配布資料の訂正について

平成 30 年 5 月 15 日に開催しました記者説明会「住居手当に係る札幌市職員の処分について」にて配布しました資料の一部につきまして、下記のとおり訂正いたします。

なお、この訂正による処分者数および返納額の影響はありません。

### 記

#### 1 訂正箇所

記者説明会「住居手当に係る札幌市職員の処分について」資料の別紙 3 の「1 借家借間の住居手当の支給状況」の親族間契約締結欄（別添参照）

訂正前	訂正後（左記との差）	内訳
「市長部局等」 116 人	115 人 (△1 人)	計上漏れ (2 人) 誤計上 (3 人)
「病院局」 11 人	10 人 (△1 人)	誤計上 (1 人)
「計」 302 人	300 人 (△2 人)	
「合計」 322 人	320 人 (△2 人)	

#### 2 訂正理由

「2018 年度第 3 回定例市長記者会見（5 月 30 日開催）」で発表している退職者を含めた親族間契約に関する住居手当の実態調査を行うに当たり、対象者の再確認を行ったところ、平成 30 年 2 月に実施した全庁緊急点検の親族間契約締結者数の集計に誤りがあることが判明した。

なお、誤って計上していた市長部局等の 2 人については、建物登記や家賃領収書などにより、受給要件に該当することを確認している。

問い合わせ先

総) 職員部勤労課長 久保田

電話 211-2082、ファクス: 218-5169



## 住居手当の全庁点検で判明した事案に係る再発防止策

住居手当の全庁点検の結果、受給要件を欠くに至ったにも関わらず適時・適正な届け出が行われない状況となっていた事案が判明したことから、事案の原因分析を踏まえて再発防止のため以下の施策を実施する。

### 1 定期点検の強化

従前から、毎年 10 月に各手当について定期点検（事後確認）を実施しているところ、次のとおり点検手段の変更や確認内容の強化を実施

#### (1) 点検手段の変更

現行、職員給与システムを活用した点検（パソコン画面上で手当受給内容を確認）であるところ、点検意識を向上させるため、すべて職員が紙ベースの「自署」による点検実施へと変更

#### (2) 住居手当（借家借間）の点検方法の強化

すべての借家借間の住居手当を受給している職員に対し、毎年、家賃支払の挙証書類（領収書等）の提出を義務付け

### 2 住居届の様式改正、添付書類の強化

- ・ 住居届の様式について、受給要件具備を的確に把握できるよう記載事項を強化
- ・ 届け出るケースに応じた添付書類（建物の登記全部事項証明書等）を強化

### 3 手当制度や変更手続の更なる周知

- ・ 職員向けホームページや各種マニュアルの更なる充実〔制度や手続の更なる周知〕
- ・ 給与明細書の裏面の活用〔変更届の提出の必要性の気づきの機会を与え、提出を促す〕